
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 適用時期等

本資料の目的

1. 企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）は 2021 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することとしている。
2. 本資料は、投資信託の時価の算定に関する取扱い及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いについて、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」を改正するにあたり、適用時期等について検討することを目的としている。

分析

3. 審議事項(3)-2 及び審議事項(3)-3 における事務局の提案は、実務に配慮し、一定の場合に基準価格を時価とみなすことを容認するものであるが、改正適用指針を適用するにあたっては、以下の追加的な作業を要すると考えられる。
 - (1) 投資信託財産が金融商品である投資信託を保有している場合において、個々の投資信託の解約制限の重要性の判断及び例外的な取扱いを適用するか否かの検討
 - (2) 投資信託財産が不動産である投資信託を取得原価評価している場合において、時価評価に関する態勢の整備及び例外的な取扱いを適用するか否かの検討
4. 前項の(1)及び(2)については、追加的な作業を要すると考えられるが、前項に記載のとおり、一定程度実務への配慮を行っており、時価算定会計基準は 2021 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することを踏まえると、原則的な適用時期を 2022 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表からとすることが考えられる。また、2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの早期適用を認めることが考えられる。

経過措置

5. 時価算定会計基準では、その適用初年度において時価算定会計基準が定める新たな会計方針を将来にわたって適用し、その変更の内容について注記することとしている。改正適用指針についても、同様に、適用初年度においては、本適用指針が定め

る新たな会計方針（時価算定会計基準の定める原則的な時価を新たに算定する場合や取得原価をもって貸借対照表価額としていたものから時価をもって貸借対照表価額とする場合など）を将来にわたって適用し、その変更の内容について注記することが考えられるがどうか。

公開草案の質問項目

6. 上記の適用時期の提案については、公開草案についてのコメントを募集する際の質問項目とする。

ディスカッション・ポイント

適用時期等に関する事務局の提案について、ご意見をお伺いしたい。

以 上